

町田市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市組織条例の一部を改正する条例

町田市組織条例（昭和44年4月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「部」の次に「及び所」を加え、同条中「次の部」の次に「及び所」を加え、同条の表中「いきいき健康部」を「いきいき生活部
保健所」に改める。

第2条中「部の分掌事務」を「部及び所の分掌事務」に改め、同条の表いきいき健康部の項中「いきいき健康部」を「いきいき生活部」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、同項に次の1号を加える。

（2）高齢者福祉に関すること。

第2条の表いきいき健康部の項の次に次のように加える。

保健所

（1）保健衛生及び健康に関すること。

（2）地域医療に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（町田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 町田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年3月町田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「いきいき健康部」を「いきいき生活部、保健所」に改める。

町田市組織条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(部及び所の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び所を設置する。</p> <p>略</p> <p><u>いきいき生活部</u></p> <p><u>保健所</u></p> <p>略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 <u>部及び所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p>略</p> <p><u>いきいき生活部</u></p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 高齢者福祉に関すること。</u></p> <p><u>保健所</u></p> <p><u>(1) 保健衛生及び健康に関すること。</u></p> <p><u>(2) 地域医療に関すること。</u></p> <p>略</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。</p> <p>略</p> <p><u>いきいき健康部</u></p> <p>略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 <u>部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p>略</p> <p><u>いきいき健康部</u></p> <p><u>(1) 市民の健康保持及び増進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p>略</p>

町田市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(福祉業務手当)</p> <p>第3条 福祉業務手当は、地域福祉部、<u>いきいき生活部</u>、保健所又は子ども生活部に所属する職員が、ケースワーカー等として、困難な相談、援護、育成、生活指導等のため、家庭等を訪問し、福祉に関する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(福祉業務手当)</p> <p>第3条 福祉業務手当は、地域福祉部、<u>いきいき健康部</u>又は子ども生活部に所属する職員が、ケースワーカー等として、困難な相談、援護、育成、生活指導等のため、家庭等を訪問し、福祉に関する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>